

「いちご王国・栃木」首都圏交通拠点連携プロモーション事業業務委託に係る公募型プロポーザル 質問及び回答

令和8(2026)年9月4日
栃木県農政部経済流通課

No.	質問		回答
	仕様書内の質問箇所	内容	
1	2 (2)	仕様書2 (2) ①イに定める「駅直結の商業施設」について、駅改札又は駅施設から地下通路・連絡通路等を介して直接アクセスできる商業施設も対象に含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	御認識のとおり、駅改札又は駅施設から地下通路や連絡通路等を介して直接アクセスできる商業施設についても対象に含まれます。 なお、「いちご王国・栃木」の認知度向上や県産いちごの消費拡大に高い効果が期待できる施設を選定いただくことを重視しておりますので、実施施設については、集客力やターゲット層との親和性、プロモーション効果等を踏まえ御提案ください。
2	2 (2)	仕様書2 (2) ②に記載の「参加飲食店には必要に応じて県産いちごの提供を行うこと」について、県産いちごは受託者の負担による無償提供を前提とするものでしょうか。 参加飲食店による購入や、一部を受託者が負担する等の方法も可能でしょうか。	参加飲食店による調達や一部を受託者が負担する等の方法も可能です。その際は、「いちご王国・栃木」及び県産いちごのブランド価値を損なうことがないように御配慮いただき、県と協議の上で実施をお願いいたします。
3	2 (3)	仕様書2 (3) に定める県産いちご及びいちご加工品等の販売について、販売主体及び売上金の帰属・取扱いに指定はありますでしょうか。 また、販売品について受託者が仕入れ・調達する場合、その費用を本業務の委託料に計上することは可能でしょうか。委託販売等、販売事業者から商品提供を受ける形での実施も可能か併せて御教示ください。	マルシェ開催時における販売主体及び売上金の帰属・取扱いに指定はございません。なお、販売主体については基本的に受託者を想定しております。 仕入及び調達に係る費用は委託費に計上していただく想定です。また、御認識のとおり委託販売等も可能です。
4	2 (4)	仕様書2 (4) の独自提案について、別会場でのイベント等を新たに実施することを必須とするものではなく、2 (2) のメニューフェア及び2 (3) のマルシェと連動した購買促進、周遊、観光誘客等の施策として実施することも可能でしょうか。	可能です。
5	2 (2) 2 (3) 3 (2)	・栃木県様のほうで、使用するいちごの確保をしていただくことは可能でしょうか。	受託者が県と協議の上、調達いただくことを想定しております。

No.	質問		回答
	仕様書内の質問箇所	内容	
6	その他	・ とちあいかの供給量について上限はありますでしょうか。 (店舗で多量に使う場合を想定し確認させていただきたい所存)	県として上限は設定しておりません。受託者が上限を設定し、その範囲内でメニューフェア参加店舗への提供やマルシェでのいちごの試食サンプリング等を実施いただくことは問題ございません。
7	その他	・ 昨年度のいちごの使用量をお伺いできますでしょうか。	昨年度実施した空港でのいちごサンプリングにおけるいちごの使用実績データです。なお、鉄道駅商業施設でのメニューフェア及び空港でのマルシェについては、使用量を集計しておりませんので御了承ください。 【羽田空港でのいちごサンプリング】 ・ 日数：5日間（1/23（金）～1/27（火）） ・ いちごサンプリング配布数：約3700個 ・ 配布方法：1人につきいちご1個を配布 【成田空港でのいちごサンプリング】 ・ 日数：5日間（2/13（金）～2/17（火）） ・ いちごサンプリング配布数：約2500個 ・ 配布方法：1人につきいちご1個を配布